

○日本消防検定協会定款

昭和61年12月26日
自治大臣認可

改正 平成元年10月5日
平成8年12月25日
平成12年12月27日
平成16年5月27日
平成19年3月22日
平成24年5月18日
平成25年2月25日
平成29年3月13日

第1章 総則

(目的)

第1条 この協会は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）の規定に基づき、検定対象機械器具等についての試験及び型式適合検定、特殊消防用設備等の性能に関する評価並びに消防の用に供する機械器具等に関する研究、調査及び試験等を行い、もって火災その他の災害による被害の軽減に資することを目的とする。

(設立の根拠及び名称)

第2条 この協会は、法に基づいて設立し、日本消防検定協会と称する。

(事務所の所在地)

第3条 この協会は、主たる事務所を東京都調布市に置き、従たる事務所を大阪市及び東京都港区に置く。

第2章 役職員等

(役員)

第4条 この協会に、役員として、理事長1人、理事8人以内及び監事1人を置く。

(役員職務及び権限)

第5条 理事長は、この協会を代表し、その業務を総理する。

2 常勤の理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐してこの協会の業務を掌理し、

理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。

3 非常勤の理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐してこの協会の業務を掌理する。

4 監事は、この協会の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は総務大臣に意見を提出することができる。

(役員選任)

第6条 理事長、理事及び監事は、理事会において選任する。

2 前項に定める役員選任は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 常勤の理事は、理事会の承認を得て、理事長が指名する。

(役員任期)

- 第7条** 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
 - 3 役員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員の欠格条項)

第8条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 政府または地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
- 二 消防の用に供する機械器具等の販売を業とする者若しくは消防の用に供する機械器具若しくは設備の設置、変更若しくは修理の請負に係る工事を業とする者（次号において「販売業者等」という。）又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 三 販売業者等の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

(役員解任)

- 第9条** 理事会は、役員が前条各号の一に該当するに至ったとき又は法第21条の29第1項の規定により、総務大臣から解任すべきことを命じられたときは、これを解任しなければならない。
- 2 理事会は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反があるとき。
 - 3 前2項に定める役員解任は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員兼職禁止)

第10条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の役員にあつては、総務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第11条 この協会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合は、監事がこの協会を代表する。

(代理人の選任)

第12条 理事長は、理事又はこの協会の職員のうちから、この協会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上の又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(顧問)

第12条の2 この協会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会に諮って理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、意見を述べるものとする。

(職員任命)

第13条 この協会の職員は、理事長が任命する。

(秘密の保持等)

第14条 この協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつたものは、その職務に関して知り得た秘密をもらし、又は盗用してはならない。

第3章 理事会

(理事会)

第15条 この協会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、理事長及び理事（以下「構成員」という。）をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第16条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- 一 定款の変更
- 二 業務方法書の作成及び変更
- 三 予算及び事業計画の作成及び変更
- 四 決算報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）の作成
- 五 前各号に掲げるもののほか、この協会の業務の運営に関する重要事項

(招集)

第17条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事の2分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を示して、あらかじめ文書により通知しなければならない。

(理事会の議長)

第18条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第19条 理事会は、構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第20条 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第21条 やむを得ない理由により理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 理事会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した理事1人以上が署名押印しなければならない。

第4章 評議員会

(評議員会)

第23条 この協会に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、評議員10人以内をもって構成する。
- 3 評議員は、この協会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、理事会の議決を経、かつ、総務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

- 4 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 評議員は、再任されることができる。

(評議員会の会議)

第24条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 評議員会の議長は、評議員の互選による。
- 3 役員は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

(評議員会の審議事項)

第25条 評議員会は、この定款に定めるもののほか、この協会の運営に関する重要事項で、理事長が諮問する事項を審議する。

(評議員会の定足数、表決及び議事録)

第26条 評議員会の定足数、表決及び議事録については、第17条、第19条から第22条までの規定を準用する。

第5章 業務及びその執行

(業務)

第27条 この協会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 法第21条の3の規定により検定対象機械器具等についての試験を行うこと。
 - 二 法第21条の8第1項の規定により型式適合検定を行うこと。
 - 三 法第17条の2第1項の規定により特殊消防用設備等の性能に関する評価を行うこと。
 - 四 検定対象機械器具等に関する技術的な事項について総務大臣に意見を申し出ること。
 - 五 消防の用に供する機械器具等に関する研究、調査及び試験を行うこと。
 - 六 依頼に応じ、消防の用に供する機械器具等に関する評価を行うこと。
 - 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
 - 八 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。
- 2 この協会は、前項第8号に掲げる業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けるものとする。
 - 3 この協会は、第1項の業務を行うほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲において、総務大臣の認可を受けて、同項の業務を行うために有する機械設備又は技術を活かして行う研究、調査、試験等の業務その他協会が行うことが適切であると認められる業務を行うことができる。

(業務方法書)

第28条 この協会は、業務方法書を作成し、総務大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の業務方法書には、法第21条の37第2項の総務省令で定める事項を記載するものとする。
- 3 この協会は、第1項の業務方法書に基づき業務を執行するものとする。

第6章 財務及び会計

(資産の種別)

第29条 この協会の資産は、基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 別記基本財産目録に記載された財産
- 二 基本財産として寄附された財産
- 三 理事会の議決により基本財産に繰り入れられた財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第30条 資産は、理事会の定めるところにより、理事長が管理する。

(基本財産の処分)

第31条 この協会は、基本財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聞き、理事会の3分の2以上の議決を経るものとする。

(経費の支弁)

第32条 協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第33条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画等)

第34条 この協会の毎事業年度の予算及び事業計画は、あらかじめ評議員会の意見を聞き、理事会がこれを決定する。

- 2 前項の予算および事業計画は、当該事業年度の開始前に総務大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

(財務諸表)

第35条 この協会は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に総務大臣に提出するものとする。

- 2 この協会は、前項の規定により財務諸表を総務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付するものとする。

(利益及び損失の処理)

第36条 この協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理するものとする。

- 2 この協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越し欠損金として整理するものとする。

第37条 削除

(会計規程)

第38条 この協会は、総務省令に基づき会計に関する規程を定めるものとする。

第7章 補 則

(規程の制定)

第39条 この定款に定めるもののほか、この協会の運営に関し必要な規程は、理事長が定める。

(定款の変更)

第40条 この協会が、この定款を変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けるものとする。

(公告の方法)

第41条 この協会の公告は、官報に掲載して行う。

附 則

- 1 この定款は、昭和62年1月1日から施行する。
- 2 この定款の施行の際、現に在職する役員は第6条の規定により選任された役員とみなす。
- 3 前項の規定により第6条の規定により選任されたものとみなされるこの協会の役員の任期は、第7条の規定にかかわらず、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律（昭和61年法律第20号）による改正前の消防法第21条の27第1項の規定により任期が終了すべき日に終了するものとする。
- 4 前項の役員の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間が2年未満の場合は前任者の残任期間とし、2年以上ある場合は2年とする。
- 5 この定款の施行の際、現に定められているこの協会の昭和61年度の予算及び事業計画については、この定款の関係規定により定められたものとみなす。
- 6 この定款の施行の際、現に施行されているこの協会の業務方法書及びこの協会の運営に関する諸規程は、この定款の関係規定により定められたものとみなす。

附 則

この変更は、自治大臣の認可があった日から施行する。

附 則

この変更は、平成9年1月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この変更は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成24年5月29日から施行する。

附 則

この変更は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成29年3月23日から施行する。

別記

基本財産目録

1 土地	所在地	地積 (㎡)	金額 (円)
	東京都調布市深大寺東町4丁目35番16	8,779.77	51,100,915
	東京都調布市深大寺東町7丁目19番1他	3,394.00	202,089,525
	東京都町田市鶴川4丁目41番の1	2,000.18	15,366,446
	東京都三鷹市新川3丁目356番8号	200.67	62,502,675
	計	14,374.62	331,059,561
2 預金・有価証券等(明細別紙)			1,470,955,562円
	合 計		1,802,015,123円